

立山町子ども読書活動推進計画(第二次)

～全ての子どもたちに「読む喜び」を～



令和8年2月

立山町教育委員会

目 次

第1章	「第二次計画」の策定にあたって	1
第2章	基本的な方針	2
第3章	推進のための具体的な取組	3
	基本方針Ⅰ 全ての子どもたちの「読む喜び」を育む取組の推進	3
	1 読書習慣の形成	3
	2 多様な子どもたちの読書機会の確保	3
	3 デジタル社会に対応した読書環境の整備	3
	4 子どもの視点に立った読書活動の推進	3
	基本方針Ⅱ 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進	4
	共通事項	4～6
	1 家庭における読書の取組	7
	2 地域における読書活動の推進	8
	(1) 図書館	8～11
	(2) 児童館・子育て支援センター・公民館	11～12
	3 学校等における読書活動の推進	12
	(1) 保育所・認定こども園	12～13
	(2) 小学校・中学校・高等学校	13～14
第4章	関係機関の連携・協力	15
注釈		16～18
資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	19～20

第1章 「第二次計画」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)であることから、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。また、県においても、平成15年に「富山県子ども読書活動推進計画」を策定し、それぞれ、おおむね5年毎に成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で新たに計画を定め、様々な取組を進めてきました。

本町においても、子どもの成長過程における読書活動が重要であると考え、平成27年に「立山町子ども読書活動推進計画(第一次)」を策定し、家庭・地域・学校を通じた社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進してきました。そして、子どもの読書活動に係る施設や団体との連携を深め、社会全体で読書活動を支える体制づくり、読書活動についての理解と関心を深める啓発活動、地域の人材育成等、様々な取組を進めてきました。

近年、デジタル技術の進展に伴い、読書の手段が多様化し、子どもを取り巻く読書環境や社会環境は大きく様変わりしました。また、GIGAスクール構想や新学習指導要領の実施等、子どもたちの学びの環境も大きく変化しています。これらのことを受け、より社会情勢に即した内容にするとともに、立山町の子どもの自主的な読書活動をより一層推進するために、今後5年間の施策・取組の方針を示す「立山町子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定しました。

2 計画期間

令和8年度から5年間

3 本計画における「読書」の位置づけ

「読書」には、多様な目的や形があります。1冊の図書を一人でじっくりと読み通す「読書」の他、探究的な学習の中で事典や図鑑を調べたり、新聞を読んだりすることも「読書」です。小さな子どもにとっての「読み聞かせ」も広い意味での「読書」であるといえます。さらに、「読書」の対象には、印刷された紙の図書以外に、電子書籍^{*1}やインターネット上のコンテンツ等、デジタル社会の暮らしの中にある多様な情報源も含まれます。当計画では、多様な目的や形を包含する全ての読書活動に該当する活動を「読書」と位置付けます。

第2章 基本的な方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作等の文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や図鑑、新聞等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や心理を求める態度が培われます。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることも重要です。子どもの頃のそうした楽しかった体験は生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング (well-being) につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機になり、世代を越えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

そこで、立山町の全ての子どもたちが、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校等を通じた社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するにあたり、次のように基本理念を掲げます。

基本理念

立山町の全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進します。

さらに、この基本理念を実現するために、以下の二つを基本方針として取り組みます。

基本方針Ⅰ

全ての子どもたちの「読む喜び」を育む取組の推進

基本方針Ⅱ

家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

第3章 推進のための具体的な取組

基本方針Ⅰ 全ての子どもたちの「読む喜び」を育む取組の推進

1 読書習慣の形成

子どもの読書習慣の形成には、就学前の乳幼児から本と触れ、親しむことが大切であるとされ、子どもの発達段階に応じた読み聞かせを推進することが必要です。

そして、就学後は読書に興味のない子どもも本に親しめるよう、読書への関心と理解を深めることが重要とされています。こうしたことから、学校においては学校図書館に関するオリエンテーションや、講座・体験活動等とともに、本や図書館の魅力を伝え、楽しく参加できる行事に取り組む機会を設けることも大切です。また、大人への過渡期にある高校生の読書活動としては、大人の不読についての分析や対策との連続性も勘案しながら、読書の必要性を感じ、自主的に読書に興味・関心をもてるような取組を推進します。

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

近年では、特別な支援が必要な子どもや日本語を母語としない子ども、相対的貧困等、多様な子どもたちを受容し、こうした子どもたちの読書機会を確保することが重要となっています。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が文字・活字文化の恩恵を受けられることも求められています。令和元年に成立した「視覚聴覚障害者などの読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、視覚や聴覚に障害のある児童生徒等、多様な子どもが利用しやすい書籍や音声・映像資料を充実させるとともに、学校図書館、図書館等の読書環境の整備を推進します。

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

近年のデジタル社会において、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等にも配慮しつつ DX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要があります。また、令和5年策定の「富山県学校教育情報化推進計画」に基づき ICTを活用した情報の収集・選択・活用能力育成のために、学校図書館の機能を強化していきます。

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動のためには子どもの視点に立った取組が必要です。大人が子どもに読んでほしい本だけでなく、子ども自身が、それぞれに好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、自主的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

基本方針Ⅱ 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進しその効果を高めるためには、家庭・地域・学校等が中心となって社会全体が連携して取り組む必要があり、次の事項について、認識を共有することが重要です。

共通事項

- 1 連携・協力
- 2 人材育成
- 3 普及啓発
- 4 発達段階に応じた取組
- 5 子どもの読書への関心を高める取組
- 6 ふるさと文学の振興

共通事項1 連携・協力

地域に根差した読書活動は、社会教育と学校教育の両面で推進していく必要があります。したがって、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館、公民館、子育て支援センター等との連携・協力が不可欠です。さらには、地域の書店や団体、施設等とも連携を図り、それぞれの特質を活かした効果的な連携・協力によって、多様な子どもの読書活動を支援します。

共通事項2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応してICTを効果的に活用することや、読書バリアフリー法等に基づき、身体や能力の制約に関わらず、誰もが利用できる書籍等を整備すること、情報を適切に読み取り、目的に合わせて正しく活用する能力を身に付けるための情報リテラシー教育等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を整える必要があります。このため、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル等も急速に変化し、複雑化していることから、様々なニーズに対応できるよう、研修等により資質向上を図る必要があります。

共通事項3 普及啓発

「子ども読書の日*²」（4月23日）、「こどもの読書週間*³」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日*⁴」（10月27日）等において、子どもの読書活動を推進するための一層の広報と、趣旨にふさわしい事業を引き続き実施します。

共通事項4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴としては、以下①～④のような傾向があるとされます。

① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める。一方で、この段階で読書意欲が低下したり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始め、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

立山町では、絵本に接する楽しさを伝える取組として、乳児を対象とした「すくすく健診」時に絵本の配布と読み聞かせを行う「ブックスタート事業^{*5}」、0歳から1歳3か月までの子どもと保護者を対象とした子育て支援事業「みらいぶ☆きっず」（毎月開催）での読み聞かせ^{*6}を実施しています。小学校入学までの家庭での読書活動に向けた情報提供や読み聞かせ、成長過程における不読率^{*7}の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進めます。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上で、個々の発達段階や状況等に応じて紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備を推進します。

共通事項5 子どもの読書への関心を高める取組

読書への関心を高める取組として、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング^{*8}）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会^{*9}」、「書評合戦（ビブリオバトル^{*10}）」、「ペア読書^{*11}」、「味見読書^{*12}」、「まわし読み新聞^{*13}」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション^{*14}」、「本探しゲーム^{*15}」等の取組を推進します。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動^{*16}を促します。

さらに、既存の取組に多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTの効果的な活用も推進します。

共通事項6 ふるさと文学の振興

四季折々の美しく豊かな富山の自然や風土の中で育まれた先人の喜び、悲しみ、悩み、感動等を伝えるふるさとの民話や物語等、文学作品に接することは、子どもたちにとって人生の羅針盤としての大きな意味があります。ふるさと文学^{*17}は、先人の心を知り、郷土の良さを伝えていくために、家庭・地域・学校等を通じた社会全体で大いに親しまれていく必要があります。

子どもが小さい頃から気軽にふるさと文学に親しむことができるよう、富山県学校図書館協議会及び富山県教育委員会が推薦する「すすめたい ふるさと とやま 100冊の本^{*18}」や「ふるさと文学巡回文庫^{*19}」を積極的に活用したり、立山町に伝わる昔話や民話の読み聞かせを行ったりします。

1 家庭における読書の取組

家庭の役割

子どもの自主的な読書習慣の基盤の第一は家庭にあり、乳幼児期に親子で絵本に親しむ環境づくりは極めて大切です。子どもの読書活動を促す最も有効な手立ては、乳幼児期における本との出会いにあります。子どもにとって家族のぬくもりを感じながら本に接するひときは、心を豊かにする貴重な時間となります。子どもたちが育ってゆくそれぞれの段階で、心の中に楽しい本の世界を体験することは、情操を育み、人として生きていく上で大切な「根」を養うものです。読書が日常生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が積極的に関わっていくことが必要です。また、小さい頃から読書習慣をもち、読書の楽しみを知っていれば、中・高校生の頃に、再び読書に親しむように働きかけることも容易です。

現状と課題

- ・保健センターで行っている乳児を対象とした「すくすく健診」時に、ブックスタート事業が取り入れられています。
- ・インターネットやSNS、オンラインゲーム等に時間を費やしたり、塾・稽古事に関わったりする時間の増加等により、家庭における読書活動が少なくなるとともに、読書を通じた親子の時間が取りにくくなっていると考えられます。
- ・令和7年度の全国学力・学習状況調査結果における「平日に学校の授業時間以外で1日10分以上読書している割合（電子書籍の読書を含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」は、立山町において小学校では61.2%（全国平均53.4%）、中学校では26%（全国平均43.4%）となっており、中学生への読書活動の一層の推進が望まれます。
- ・子どもの読書活動を推進するために、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力を図り、社会全体で読書に対する理解を高めることが必要と言えます。

推進のための取組

- ・家庭における読書活動については、一般家庭における本や雑誌の支出金額が減少していること（統計局の家計調査報告より）や、多様な子どもがおり、家庭状況も様々であることに配慮し、図書館、学校、保健センター等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を社会全体で支えていく必要があります。
- ・未就学児をもつ保護者に向けて家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、「ブックスタート事業」や「みらいぶ☆キッズ」において、絵本の読み聞かせだけでなく、乳幼児期における読書活動の重要性を伝えたり、乳幼児向けの絵本を紹介するリーフレット、図書館の利用案内等を配布したりします。また、図書館では、乳幼児向けに行う絵本の読み聞かせを行う「おはなし会^{*20}」をより一層充実させます。
- ・読み聞かせ会や家庭における読書活動に資する情報、発達の段階に適した絵本や物語の紹介を、図書館のホームページや啓発資料を通して、広く保護者に提供し、意識向上を図ります。
- ・家族の絆が一層深まることを目指す「家読（うちどく^{*21}）」等、様々な読書活動の取組がさらに推進されるよう促します。

2 地域における読書活動の推進

(1) 図書館

図書館の役割

子どもにとって図書館は、たくさんある本の中から読みたい本を主体的に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、自ら必要な情報を収集し、知的欲求を満足させ、情報活用能力の基礎をつくる場所でもあります。さらに、保護者や保育士・学校司書・教諭・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する方々にとって、図書館は必要な情報を収集し、子どもの読書について相談できる場所です。図書館は、関係機関と連携し、家庭や地域における子どもの読書活動推進の相談・支援の中心機関としての役割をもちます。

現状と課題

〈現状〉

① 読書環境の整備

- ・立山図書館の令和6年度の児童書の総冊数は、3.03万冊で、全冊数に対する割合は23.8%です。児童書の貸出し冊数は、3.96万冊で、全貸出数に対する割合は約36.8%になります。
- ・子どもが自主的に本を選び、読書を楽しむためには、十分な蔵書が必要であることから、図書館では地域における子どもの読書活動の情報発信基地として幅広い資料の収集に努めています。

② 児童サービスの展開

ア おはなし会の実施

毎月第3土曜日に、図書館ボランティアによる「おはなし会」を行い、子どもたちとその保護者に対する読書活動の啓発に努めています。

イ 子どもに勧めたい図書の普及

話題になっている事柄や季節に合わせた展示コーナーを毎月設置するとともに、「教科書に紹介されている本」「富山県教育委員会による『すすめたいふるさととやま 100冊の本』」のコーナーを随時設ける等、様々な本に興味をもってもらえるように工夫しています。

ウ 「図書館のお仕事体験」の実施

図書館の仕事を体験することによって、図書館職員の仕事を理解し、図書館に親しみをもってもらえる活動を実施しています。

エ 読書通帳の配布

平成25年度に、立山ライオンズクラブの寄付により読書通帳機を導入し、町内小中学生に無料で読書通帳を配布しています。自分の借りた読書履歴を記録することが、子どもの読書推進、図書館利用促進につながっています。

③ 啓発・広報活動

- ア 3か月に1回「図書館だより」を町内全小学校及び保育所・認定こども園に配布し、図書館の情報や魅力ある本を紹介しています。
- イ 図書館ホームページやSNS、広報たてやま、Net3等を活用し、子どもと子どもを取り巻く大人の読書活動が広がるように情報提供を行っています。
- ウ 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）「読書週間」（10月27日～11月9日）など、様々な機会を捉えて積極的に読書に関する啓発を行っています。

④ 関係機関との連携・協力

○ 地域との連携

- ア 富山地方鉄道五百石駅を中心とする複合施設「立山町元気交流ステーション」（通称：みらいぶ）の一角に位置しているという立地を生かし、町の社会福祉協議会や健康福祉課等と連携しながら様々な行事を行い、読書普及及び図書館の利用促進を図るとともに、にぎわいの拠点となるように努めています。
- イ 園児を図書館に招待し、本の読み聞かせや貸出を行っています。また、「おはなし届け隊」により、図書館職員が積極的に保育所・認定こども園を訪れ、読み聞かせを行っています。
- ウ 放課後児童クラブ^{*22}、子育て支援センター、公民館への配本を行っています。また、必要に応じて読み聞かせを実施しています。
- エ 保健センターで実施している乳児健診時に絵本の配布と読み聞かせを行う「ブックスタート事業」、0歳から1歳3か月までの子どもと保護者を対象とした子育て支援事業「みらいぶ☆きっず」（毎月開催）での読み聞かせを行っています。

○ 学校及び学校図書館との連携

- ア 小学校1年生を対象に読み聞かせに出向き、読み聞かせや本の紹介を行い、継続的な読書普及活動に努めています。
- イ 小学校2年生を図書館に招き、図書館の利用の仕方や本の楽しさを体験してもらうことで、読書への意欲の喚起を図っています。
- ウ 体験学習「社会に学ぶ14歳の挑戦」を積極的に受け入れています。図書館活動を理解するためのカリキュラムを組み、図書館の様々な業務を体験してもらいながら、生き方や働くことの意義を考える機会となるように努めています。
- エ 雄山高校と連携を図り、高校生に図書館ボランティアへの参加を呼びかけます。令和7年度は6名の生徒が申し込みを行い、積極的に読み聞かせを行っています。
- オ 学校司書の資質向上のために、年に1回「立山町学校司書研修会」を行っています。学校司書の要望に応じた研修内容を提供することにより、主体的な研修となるように工夫しています。

○ ボランティア団体との協働

- ・子どもたちに本を読む楽しさや、本を読むきっかけづくりを与えることを目的に、おはなし会を実施する「読み聞かせボランティア」、図書館の環境整備を行う「小物作品作りボランティア」を募集し、それぞれ毎月1回活動を行っています。

〈課題〉

- ・調べ学習に用いる資料は、最新の情報や社会の情勢に合わせて更新していく必要があります。また、長い間読み継がれて消耗が激しい資料等も、継続して利用ができるように更新していく必要があります。
- ・子どもの発達段階や興味・関心に合わせた児童サービスをより一層充実させること、保育所・認定こども園・学校の蔵書を補うような多様な資料の貸出が求められています。学習支援として必要な資料の収集、読書活動推進のために、図書館と学校との情報交換が一層必要となっています。
- ・一人で本を読むようになる小学校低学年の子どもには、絵本から物語への橋渡しを学校司書や図書館司書が行うことが、生涯にわたる読書習慣の形成において重要です。
- ・読み聞かせボランティアを始め、子どもの読書活動の支援者が一層必要になってきています。図書館には、その窓口として情報提供や支援をすることが求められています。

推進のための取組

- ・今後も引き続き、幅広い資料の収集・更新を行っていきます。また、ふるさと教育の基盤となる郷土資料の充実を図り、ふるさとの民話や文学を充実させることでふるさと教育への支援を行います。
- ・調べ学習に対する支援、レファレンスサービス*²³、読書相談の取組を進めます。また、児童用スペースの展示の工夫やブックリストの作成、パスファインダー*²⁴の提供等により、子どもが自ら本を選べる環境づくり、親しみやすい環境づくりに努めます。
- ・障害のある子どもや日本語を母語としない子どものために、施設整備面での配慮、展示資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料、外国語で書かれた本等の充実に努めます。
- ・資料の選択・収集・提供等、読書活動を推進する上で、図書館職員の役割は極めて重要です。専門的知識・技術の研鑽と向上のために、県内外で行われる研修に積極的に参加し、児童サービス技能の専門性を高めるように努めます。
- ・図書館ホームページにおける子ども向け及び保護者向けページの充実や SNS 等の活用により、子どもの読書活動に関する情報掲載の充実を図るとともに、各種媒体による積極的な情報発信に努めます。

(2) 児童館・子育て支援センター・公民館

① 児童館・子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進

児童館・子育て支援センターの役割

児童館は、18歳未満の全ての子どもたちに健全な遊びの提供やその健康の増進、情操を豊かにすることを目的とした施設です。また、子育て支援センターは、子育て親子に交流の場を提供し、親同士、子ども同士の交流を促進するとともに、子育てに関する相談や援助を行う役割を担っています。

現状と課題

- ・施設の一部に読書スペースを設け、未就学児童用の絵本を常設しています。また、専門員や絵本専門士おすすめ本コーナーを設け、選書や展示を工夫しながら子どもの発達に応じた多様な絵本を配置し、親子での読書のきっかけづくりに取り組んでいます。
- ・廊下スペースにも本を置き、「いつでも」「どこでも」気軽に読書ができる環境づくりを工夫しています。
- ・図書館から3か月に1度、150冊の本を団体貸出により提供してもらっています。また、年に4回、図書館司書による読み聞かせを行っています。
- ・限られたスペースの中で、乳幼児から高校生までの幅広い子どものための図書や情報の提供、読書の楽しさを広めるための資料の充実が求められます。

推進のための取組

- ・今後も図書館等関係機関と連携を図りながら、図書の充実、図書の紹介、絵本の読み聞かせなどを積極的に行うことで、子どもの読書活動を推進します。
- ・絵本専門士の専門知識を活かし、良書を子どもたちに届けたり、読書の楽しさを伝えたりすることで、読書を楽しむ習慣づくりに寄与するよう努めます。
- ・幅広い年齢層の子どもたちの読書活動を推進するために、長期休業を利用した催事等を検討します。

② 公民館における子どもの読書活動の推進

公民館の役割

公民館は、地域住民の社会教育を推進し、学びや交流を促進する拠点施設です。地域住民のために、日常生活に即した教育、学術、文化に関する様々な事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。単なる施設の貸出だけでなく、住民の学びや活動を支える役割も担っています。

現状と課題

- ・13ある町立公民館は、地域の生涯学習の拠点であり、地域住民のよりどころとなっています。住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供していますが、子どもたちが本に親しむ行事が少ないことが課題です。

推進のための取組

- ・図書館司書や図書館ボランティアが公民館を訪問し、書架の工夫や子どもが気軽に読書に親しむことのできる環境づくりの支援に努めます。
- ・立山図書館と連携して各公民館等に設置したミニ図書館には、アンケートに基づき、住民のニーズに応じた図書を配架することで読書環境の充実を図ります。
- ・図書館司書や地域ボランティアによる「読み聞かせ」や「おはなし会」、「DVDの上映会」の開催等の機会を増やし、子どもの訪問を促進します。
- ・公民館職員、地域ボランティア等の方々に、読み聞かせの知識・技術の習得や向上を目的とした講習会や研修会への参加を促します。

3 学校等における読書活動の推進

学校等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、保育所や認定こども園においては、絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。また、保護者に対しても、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。

学校においては、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことが求められています。

(1) 保育所・認定こども園

現状と課題

- ・町内の保育所や認定こども園では、保育士による絵本の読み聞かせを積極的に行っており、絵本を楽しむことが、子どもたちにとって生活の一部となっています。

- ・保育所や認定こども園は、子どもの豊かな感性を育む場であり、子どもが絵本に触れることができる機会の提供が大事です。そのために、子どもの興味・関心を高め、発達段階に合わせた本に出合えるような環境整備が必要です。
- ・家庭においても、絵本や物語などを読み聞かせることが子どもの心や感性の育ちにつながることを、保護者に広く啓発していくことが必要です。

推進のための取組

- ・子どもが興味をもって自らまたは親子で図書を手に取れるよう、図書コーナーが明るくゆったりとした居心地のよい場所になるよう工夫するとともに、子どもの発達に即した様々な図書（絵本や物語、写真集等）を選定・充実させていくことに努めます。
- ・保育所や認定こども園で所蔵する本だけではなく、園児が自ら本に触れ、目にする機会を増やすために、立山図書館の団体貸出制度を積極的に活用します。
- ・保護者や子どもたちに読書の楽しさを伝えることができるよう、読み聞かせや読書指導の方法等の研修の機会を設け、読書環境の充実に努めます。

(2) 小学校・中学校・高等学校

現状と課題

- ・学校図書については、文部科学省が学級数を基準とした「学校図書館図書標準」で蔵書数を定めています。町の小・中学校図書館における図書標準に対する充足率は約150%を達成していますが、表装が劣化した本等は、定期的に廃棄しているため、毎年500冊から600冊程度の図書を購入しています。また、小・中学校図書館に新聞を配備しています。
- ・小学校においては、読むことに苦手意識をもっている子どもへの支援、家庭での読書時間の確保が課題となっています。主体的な読み手を育てるための読書指導、読書機会の確保につながるような読書環境のより一層の充実が求められます。
- ・中学校は、学校生活や将来に対する悩み、日常生活における課題が複雑化する時期です。また、部活動などで忙しくなり、本から離れやすくなる時期でもあります。本を読まない生徒が読書に関心や意欲をもつためのきっかけづくり、家庭や学校での読書時間の確保、質量ともに魅力的な蔵書構築が求められます。
- ・高等学校では、学校教育計画の重点項目に「図書指導」を掲げ、生徒の国語力・思考力を高め、小論文試験にも対応できるよう図書指導の充実に努めています。また、図書室は、読書習慣確立のために、進路・課題学習や興味・関心に応じた様々な書籍・情報・資料を収集・整理・保存しています。しかし、全体として生徒の図書に対する興味・関心は低く、自発的に図書室を利用する生徒が限られている傾向があります。

推進のための取組

- ・小学校・中学校・高等学校のそれぞれにおいて、子どもが読書習慣を身に付け、読書力・情報収集力を高める上でどのような方法が効果的かを検討し、授業を中心とした学校生活はもちろん、家庭学習においても、子どもが読書を身近に感じることができる機会を創出するよう努めます。また、関係者が相互に連携し、子どもの自主的な読書活動につながる読書指導を推進します。
- ・小学校においては、朝の読書などの一斉読書活動に継続して取り組みます。また、全ての小学校で学校司書、教職員、ボランティアによる読み聞かせやおはなし会を実施し、子どもの豊かな心を育成します。
- ・小・中学校においては、図書委員会による活動を工夫し、司書教諭や学校司書とともに、児童生徒が自ら読書活動を推進することにより、子どもにとって身近な学校図書館づくりを進めます。
- ・高校においては、入学後の図書オリエンテーションを実施するとともに、読書習慣確立のために授業での図書室の活用促進を図ることで、図書を借りるきっかけをつくるようにします。また、検定対策の図書コーナーや受賞作品コーナーを設けたり、図書館だよりや掲示コーナーを工夫したりすることで、図書室の利用を促進します。
- ・立山図書館との連携を積極的に図り、団体貸出による積極的な図書の利用、図書館司書による「おはなし会」の招聘等により、子どもが多くの本に触れる機会や本の魅力を感じることができる機会を設けます。
- ・各学校の効果的な実践が、他校でも実践されるよう、学校同士の情報交換や連絡会を定期的に開催します。また、学校図書館や立山図書館の資料が子どもの学習に効果的に利用されるよう、町教育センターも参加し、資料の活用に関する協力体制の構築について研究します。
- ・司書教諭等を中心とした校内推進体制を確立し、学校全体で主体的な読み手を育てる読書指導の在り方に関する研究協議や先進的な取組例の研究を進め、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図ります。

第4章 関係機関の連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を担うとともに、関係機関が密接に協力・連携し、地域における子どもの読書活動推進体制を整備する必要があります。

1 推進体制の整備

- ・図書館、保育所、認定こども園、学校、教育センター、公民館、子育て支援センター等が、それぞれの分野で読書活動の推進に取り組み、また、関係する機関との情報・意見交換に努めます。
- ・ボランティア団体と連携し、おはなし会等の充実を図るとともに、団体の活動を支援します。
- ・この計画を広く町民に広報し、保護者、地域住民等子どもを取り巻く大人が、子どもの読書活動に積極的に関わり、参加できるように努めます。

2 財政措置について

- ・本計画の各種施策が確実に遂行できるように、関係機関はその役割に応じた必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

注 釈

* 1 電子書籍

パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの電子端末で読めるデジタル化された書籍。

* 2 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第10条）により、4月23日に制定。国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行うための環境づくりに努める。

* 3 こどもの読書週間

「子どもの日」を含む4月23日から5月12日までの3週間。子どもに正しい読書習慣を身に付けさせることを目的に、（公社）読書運動推進協議会が定めた。

* 4 文字・活字文化の日

平成17年に制定された「文字・活字文化振興法」（第11条）により、読書週間の初日にあたる10月27日に制定。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

* 5 ブックスタート事業

乳幼児健診時に赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、併せて絵本の入ったブックスタート・バックを手渡し、赤ちゃんとの時間の楽しさを分かち合うことを応援する事業。

* 6 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、図書館等で広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちに行う場合もある。

* 7 不読率

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。

* 8 ストーリーテリング

語り、素話ともいわれるもので、物語を本を使わずに語り聞かせる手法。自分で文字を読んで味わうことに慣れていない子どもには、自ら進んで行う読書への導入となる。

*** 9 読書会**

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、1冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

*** 10 書評合戦（ビブリオバトル）**

発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができる。

*** 11 ペア読書**

2人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で1冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

*** 12 味見読書**

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

*** 13 まわし読み新聞**

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を1人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

*** 14 アニマシオン**

子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

*** 15 本探しゲーム**

お題を出して、そのテーマに合った本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら思いがけない本と出会うことができる。

*** 16 図書委員、子ども司書等の活動（読書リーダー等の読書推進活動）**

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは、「子ども司書」「読書コンシェルジュ」「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

***17 ふるさと文学**

富山県出身者、富山を舞台にした作品、先祖が富山である人や富山在住経験者等、富山に縁やゆかりのある人を幅広くとらえる。また、富山ゆかりの偉人、先駆者等に関する書籍、伝記、研究書等も幅広く対象とした文学作品。気軽に楽しめるきっかけになるように、文章表現に限らず、絵本、映画、漫画、アニメ等も幅広く対象としている。

***18 すすめたい ふるさと とやま100冊の本**

富山県にゆかりのある民話や物語100冊を選定したもの。

***19 ふるさと文学巡回文庫**

「すすめたい ふるさと とやま100冊の本」の中から33冊を1セットとして県内の全公共図書館に配布。各地区の学校や公民館等に巡回文庫として貸出しを行っている。

***20 おはなし会**

子どもを集めてお話を聞かせる会。子どもの集団に合わせて、ストーリーテリング、絵本、紙芝居、人形劇、パネルシアター、ペープサート等、多彩な展開が見られる。

・ペープサート

厚紙の両面に人物等を描き、細い棒等をつけて表裏をくるくる返したり動かししたりして演じる紙人形劇。

***21 家読（うちどく）**

家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。

***22 放課後児童クラブ**

保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

***23 レファレンス**

利用者の疑問や相談に対し、情報探しや資料案内を通じて解決を支援するサービス。

***24 パスファインダー**

図書館で調べものをするときに役立つ資料や調べ方の手順をまとめた手引き。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもは（おおむね十八歳以下の者をいう）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国には、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子どもの読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

「立山町子ども読書活動推進計画（第二次）」

令和8年2月

発行 立山町教育委員会

編集 立山町立立山図書館

〒930-0221 立山町前沢1169

TEL：076-463-0634